4 教高第 746 号 4 教特第 542 号 4 教学第 714 号 4 教保第 494 号 令和 5 年(2023 年) 2 月 15 日

県立学校長 様

教 育 長

卒業式におけるマスクの取扱い等について (通知)

このことについては、令和5年2月13日付け4教保号外で文部科学省から示された基本的な考え方をお知らせしたところですが、下記のとおり本県における取扱いを定めましたので、卒業式を適切に実施していただくようお願いします。

なお、本通知による取扱いは、卒業式が学校生活の中で節目となる重要な行事であり、その教育的意義に鑑みて定めたものです。ついては、令和5年3月31日までの年度内に実施される卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」(令和4年7月20日最終改定)等に基づき、適切に対応願います。

また、4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方については、改めてお知らせする予定ですので、ご承知置きください。

特別支援学校においては、学校の実情に応じて対応してください。

記

- 1 マスクの取扱い
- (1) マスクを外して差し支えない場面
  - ・児童生徒、教職員 式全体(入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞等)
  - ・来賓等 式辞・祝辞等
- (2) マスクの着用など一定の感染対策を実施する場面
  - ・児童生徒、教職員国歌・校歌等の斉唱、合唱、呼びかけ等
  - ・来賓、保護者等 式全体(座席間に触れ合わない程度の距離確保、参加人数の制限は不要)
- 2 留意事項
- (1) 卒業式の実施方法について、児童生徒や保護者に十分説明する。
- (2) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康 上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱については 個人の判断を尊重する。
- (3) 体調に異変のある者は、出席を控える。
- (4) 濃厚接触者(相当者)

陽性者との最終接触日から5日間(6日目解除)が経過するまでは出席を控える。 ただし、卒業生は、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した 場合は、3日目からマスク着用などの感染対策を実施したうえで参加を可能とする。

(5) 体調に異変のある家族等がいる場合

(体調に異変のある家族等が検査で陰性又は健康観察中の場合) 卒業生は、マスク着用などの感染対策を実施したうえで参加を可能とする。

- (6) 十分な換気や手指消毒など基本的な感染対策を実施する。
- (7) 卒業式直前の学校内での感染状況等を勘案して適切な対応を検討する。

高校教育課管理係	特別支援教育課指導係
(課長)服部靖之 (担当)志津千代子	(課長)酒井和幸 (担当)勝又和彦
電話 026-235-7430(直通)内線 4364	電話 026-235-7456(直通)内線 4372
FAX 026-235-7488	FAX 026-235-7459
E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp
学びの改革支援課高校教育指導係	保健厚生課保健・安全係
(課長)曽根原好彦 (担当)廣田昌彦	(課長) 永岡 勝
電話 026-235-7435 (直通)内線 4390	(担当) 中島広介 小田切優美 梅本絵里
FAX 026-235-7495	電話 026-235-7444 (直通) 内線 4447
E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp	FAX 026-234-5169
L mail kyogakuepiei. nagano. ig. jp	E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp